

うなぎ稚魚漁業許可についての意見交換会

うなぎ稚魚漁業の許可方針等について

令和8年7月28日（火）
高知県立県民文化ホール4階 第6多目的室
高知県漁業管理課

うなぎ稚魚漁業の許可方針の概略

1 令和5年度の知事許可漁業への移行

- 令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定
- 特定水産動植物の採捕の禁止
 - * 許可等に基づき行う場合を除き、特定水産動植物の採捕を禁止（第132条）
⇒違反者に対する罰則は3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金（第189条）
 - * 採捕が可能な場合：許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合
- 令和5年度に特別採捕許可から知事許可漁業に移行

2 うなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給

・県から許可を受けようとする者＝漁協など

高知県

県の許可告示数115
(44地区)

・県は許可する者を決定

①許可の申請

(申請条件を満たした者が申請)

- ・県内に住所を有する個人又は法人
- ・操業区域の漁協の同意
- ・操業区域に隣接する内水面漁協の同意

②許可の発給

(区域ごとの許可すべき数に応じて許可)

- ・許可すべき数の上限を上回る申請があった場合は「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」で許可を受ける者を決定
※更新が優先

許可を受けようとする者

※許可を受けようとする者が従事者を雇用等する場合及び集出荷を代行させる場合

漁業従事者

実際にシラスウナギを採捕する人

○漁業従事者を構えて漁業を営む

(許可を受けた者が選任)

○高知県に提出

- * 漁業従事者名簿
- * 暴力団排除に関する誓約書

集出荷する者

採捕したシラスウナギを集荷

○集出荷する者を代行させることができる

(許可を受けた者が認めた場合)

○高知県に提出

- * 集出荷体制に関する届出書
- * 集出荷者名簿
- * 暴力団排除に関する誓約書

3 うなぎ稚魚漁業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売

県内外の養鰻業者

○許可を受けた者は県内外の養鰻業者に販売

○販売量と販売先は県に報告

シラスウナギ
(販売)

立ち入り検査を実施
※正しく報告しているか

高知県

報告

許可を受けた者

集出荷する者

○採捕量と集荷量は県に報告

採捕したシラスウナギを集荷

- 許可を受けた者が自ら行う場合
- 許可を受けた者が他者と代行契約を締結し、行う場合

⇒許可を受けた者が認めていない者(場所)に持っていくことは不可

シラスウナギ
(集荷)

漁業従事者

シラスウナギ
(採捕)

実際にシラスウナギを採捕する人

令和 7 年度漁期 うなぎ稚魚漁業の許可実績

○漁期：令和 8 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日

○許可数：

令和 7 年度	操業地区	許可件数	漁業従事者数
許可の上限	44	115	2, 416
許可の実績	42	43	2, 338

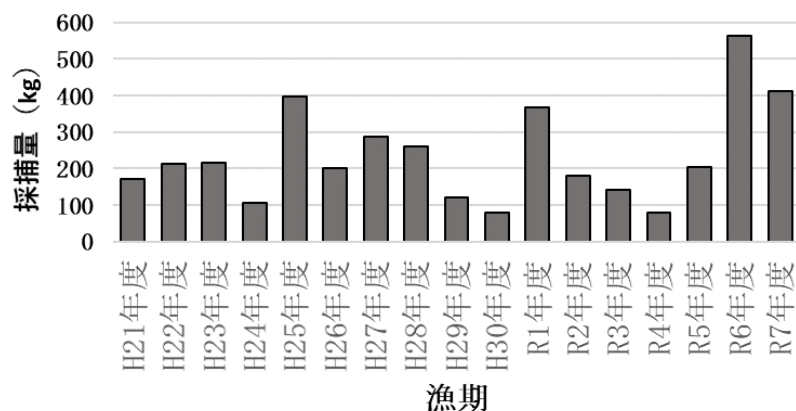
※42操業区域のうち、同一操業区域で複数許可があるのは 1 区域のみ、他41区域は単一許可

○採捕量：

	採捕量 (kg)
1 月	66. 677
2 月	194. 857
3 月	148. 943
合計	410. 477
採捕量上限 (kg)	600. 3

※令和 7 年度は過去 5 年間の採捕量平均 (279.759kg) を上回る豊漁

うなぎ稚魚採捕量



○令和 5 年 12 月 1 日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定

○令和 5 年度漁期からうなぎ稚魚漁業が知事許可化

○厳罰化が施行された令和 5 年 12 月以降も依然として密漁、非正規流通の通報が多数寄せられ検挙事案も発生。以下が通報内容。

・漁業従事者でない者の採捕

・集出荷する者が別の操業区域、許可を受けた者の漁業従事者からの集荷

・漁期以外の採捕

○令和 7 年度 12 月からしらすうなぎに流通適性化法が適用

令和7年度の漁業従事者数

県内の漁業従事者数

令和6年度 → 令和7年度
2,416人 → 2,338人

○漁業従事者数の基本的な考え方

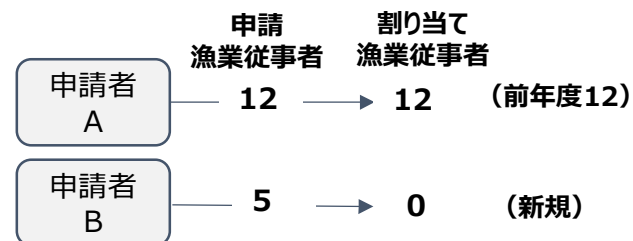
- 適正な操業指導及び漁業管理の観点から
従事者数の上限に対して申請がなかった
従事者数を翌年度削減

- 前年度の従事者数を上限とする

はR7年度の従事者数が
上限より少なかった区域
※()はR7年度の上限

※前年度に許可を受けた者が改めて申請する場合は、その者に優先して、前年度の漁業従事者数を上限に、漁業従事者を割り当てる

上限12人の区域を想定



操業区域	地区	許可すべき 漁業者の数	漁業従事 者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	87
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	103(120)
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	0(9)
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御畳瀬	2	30
操業区域19	浦戸 1	2	83
操業区域20	浦戸 2	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15

操業区域	地区	許可すべき 漁業者の数	漁業従事 者の数
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	40(68)
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎 1	2	32
操業区域27	須崎 2	2	25
操業区域28	須崎 3	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	120(144)
操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149
操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	46
操業区域37	片島	2	32
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	0
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	9
計		115	2,338

○令和 8 年度の許可の概要(案)

・変更しない内容

- 1 漁業時期：令和 9 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日（90 日）
- 2 操業区域数：44 地区
- 3 許可数の上限：115 件
- 4 採捕量上限：600.3kg（国全体の池入れ上限：21.7トン）

・変更内容（案）

- 1 操業区域：久枝及び田野の区域の見直し
- 2 書換交付申請時の必要書類の変更（漁業権者の同意書を必要書類から削除）
- 3 漁業従事者数の変更（検討中）

1 操業区域の見直し（久枝）

○変更理由

①久枝の操業区域は物部川河口での採捕を前提に設定されているが、昨年度は増水によって河口の位置が変化し、操業区域に河口が入っていなかった。河口の位置が変化しても操業区域に入るように変更

変更前



変更後



2 操業区域の見直し（田野）

○変更理由

①田野の操業区域は、奈半利川河口右岸側の海岸線沿いに設定されている。漁業従事者は入水して採捕を行うことになるが、荒天時でも安全に操業を行える田野船だまり周辺を操業区域とするための変更

変更前



変更後



田野船だまり周辺概略



2 書換交付申請時の必要書類の変更（漁業権者の同意書を必要書類から削除）

前年度 → 令和8年度（変更）

前年度までは書換交付申請時には「操業区域の漁業協同組合の同意書」及び「操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書」の提出を求めていたが、これらを当該申請時の必要書類から削除

○変更理由

- ・他の許可漁業では書換申請時に漁業権者の同意書の提出を求めておらず、取扱を統一するため

許可方針別表2：許可等の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類

申請区分 必要書類等		許可申請		変更許可申請	書換交付申請	再交付申請	備 考
		新規申請	更新申請				
漁業許可申請書		○	○				
変更許可申請書				○			
書換交付申請書					○		
再交付申請書						○	
許可証返納届			△	△	△		許可証返納不能の場合
現有許可証			○	○	○		
申請手数料		△	△	△			2級船（K02）の場合のみ、①許可申請 2,900 円②変更許可申請 2,400 円分の県証紙
知事が必要と認める書類	集出荷体制に関する届出書（様式3）	○	○	○	○		集出荷者名簿（様式4）も併せて提出 変更する場合は変更届（様式5）を提出
	漁業従事者名簿（様式6）	○	○	○	○		
	うなぎ稚魚漁業の従事者標識届（様式7）	○	○	○	○		
	誓約書（様式8）	○	○	○			
	暴力団排除に関する誓約書（様式9）	○	○	○	○		漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
	操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域に漁業権がある場合
	操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
	漁協の推薦書	△	△	△	△		漁協から推薦書が得られた場合
	船舶使用承諾書	△	△				船舶の所有者でない者（使用者）が申請する場合
	適格性申立書	○	○				

削除

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する

3 漁業従事者の変更（検討中）

前提

- ・ 漁業従事者数は区域ごとに上限を定め、その上限を基本に申請がなかった数を毎年減らしている。

例：

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
漁業従事者の上限	120人	110人	100人
漁業従事者の申請数	110人	100人	

- ・ 一方で区域によっては漁業従事者数を増やしてほしいという強い要望がある。

整理の方向性

- ・ 県全体の漁業従事者数の上限は前年度の実績（2,338人）としつつ、漁業調整上支障がない等の一定条件のもと、条件に一致する区域は他の区域から漁業従事者数の融通を受けられるように検討
- ・ 令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 カ年の漁獲実績等を踏まえて、令和 8 年度（漁業時期：R9.1.1～）に要望のある区域については漁業従事者数の増を認める方向で検討

→現在許可者に対して調査中

注意事項

- ❑ 許可者は、うなぎ稚魚の採捕をする意思のない者を漁業従事者に選任しないこと
- ❑ 許可を受けた者が漁業従事者・集出荷する者を構えて操業する場合は
雇用契約を締結するなど関係を明確にすること
- ❑ 許可を受けた者がうなぎ稚魚の販売に携わっていない場合は許可を受ける者として不適切なので
許可の申請をしないこと
※許可を受ける者がうなぎ稚魚漁業（採捕、集荷、販売）を営む必要がある
- ❑ 漁業従事者が操業区域、操業の条件などを守り適正な操業を行うように、許可を受けた者は、漁業従事者に確認書の署名と契約の内容等の理解の徹底を図ること
※漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用すること等
- ❑ 許可期間は1年なので、漁期（1月1日～3月31日）以外も許可を受けた者は、集出荷する者、漁業従事者の違反操業の防止、取締り等の協力など適切に指導すること

- うなぎ稚魚漁業の許可は、許可区域において独占的に漁場の利用を許可しているものではないため、採捕の際には施設管理者の指示に従うことや一般の方を漁場から排除することはできないことを、漁業従事者に理解させること

※立ち入りの制限海域がある場合、それについては遵守すること（特に、浦戸湾、高知新港）

※大型船の入出港で危険な海域があるので、それについては注意、配慮をすること

※上記の公益上の支障がある場合などは区域から外すことも検討

- 操業区域が分かりにくい場合には、許可を受けた者は施設管理者の許可を受けて、目印（木柱又は灯り）等を設置し、操業区域外での操業をさせないこと

※設置する場合には、目印地点が間違いないかを確認

注意事項

- ❑ 占有の許可を受けずに堤防等で施設又は工作物を新設し、又は改築することは禁止されていることを漁業従事者に理解させること（例：アンカーの打ち込みなど）



※上記の行為は海岸法、河川法及び高知県海岸管理条例に違反（罰則の対象となるおそれ）

- ・海岸法及び河川法：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ・高知県海岸管理条例：5万円以下の過料

※改善が見られない場合などは、うなぎ稚魚漁業の操業区域から外すことも検討

※図のような構造物が確認されている場所：

香西、甲殿川、新荘川、岸本川放水路、赤岡、奈半利港、室津港など